

## 認定新規就農者の経営開始を応援します ～ご利用可能な資金制度のご紹介～

### 資金制度の概要

ご利用 いただける方	認定新規就農者 (市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人)				
資金の 使いみち	農業資材 などの経費	施設・ 機械など	家畜導入・ 果樹育成 など	借地料な どの一括 払い	農地など の取得
対象資金	青年等就農資金			経営体育成強化資金	
融資条件					
	融資期間	12年以内			25年以内
	うち 据置期間	5年以内			3年以内 ➢農地等取得の特例 負担額1,000万円まで5年以内
	融資 限度額	3,700万円 (特認1億円)			負担額の80% かつ 個人1億5,000万円 法人5億円以内 ➢農地等取得の特例 負担額1,000万円まで負担額 の100%
	金利	無利子			.(年月日現在)
	担保・ 保証人	実質無担保・無保証人  担 保：原則として 融資対象物件のみ 保証人：原則として 個人の場合は不要 法人で必要な場合は 代表者のみ			ご相談の上、決めさせていただきます

## 青年等就農計画制度について

※詳しくは農林水産省のウェブサイトなどでご確認ください。

### ● 青年等就農計画の対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等※で、青年等就農計画を作成して市町村から認定を受けることを希望する方

※以下にあてはまる方。農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない方を含み、認定農業者を除きます。

- ・青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ・上記の者が役員の過半数を占める法人

### ● 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施

- ①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
- ②その計画が達成される見込みが確実であること 等

### ● 認定新規就農者が利用できる制度（抜粋）

- ・青年等就農資金
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、地域担い手育成支援タイプ又は先進的農業経営確立支援タイプ（融資主体補助型）

### -青年等就農計画の認定の仕組み-

● 都道府県  
【基本方針】  
青年等の目標とすべき農業経営の基本的指標

↑ 基本方針に即した  
↓ 基本構想に同意

● 市町村  
【基本構想】  
青年等の目標とすべき農業経営の指標

↑ 基本構想に照らし  
↓ 適切な青年等就農  
計画を認定

● 認定新規就農者  
【青年等就農計画】

## 就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

- 新たに就農（農業経営の開始）を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。
  - 都道府県（普及指導センター）等の地域の機関が、事業の具体的な内容や収支はどうなるかといった内容の経営改善資金計画の作成にあたって、お手伝いします。
- 【ご相談窓口】市町村、都道府県（普及指導センター）、都道府県青年農業者等育成センター等のほか最寄りの窓口機関（日本公庫・農協・銀行等）でもご相談をお受けします。

## ご留意いただきたい事項

- 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、青年等就農資金の融資の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金の一部等）は青年等就農資金の対象となります。
- 青年等就農資金は毎年度、国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合があります。
- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。
- 右記から「新規就農・農業参入支援」ウェブサイトもご利用ください。



**日本政策金融公庫**  
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

支店一覧はこちら



# 青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする  
認定新規就農者を応援する無利子  
の資金です。

## ご利用いただける方

### 認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

## 資金の使いみち

### 青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

#### 施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となります。

#### 果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。

#### 借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となります。

※農地の取得費用は対象となりません。

#### その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となります。

## ご融資条件

融資期間：12年以内（うち据置期間5年以内）

融資限度額：3,700万円（特認1億円）

金 利：無 利 子（お借入の全期間にわたり無利子です）

担保・保証人：実質的な無担保・無保証人制度

担 保：原則として、融資対象物件のみ

保証人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

## 資金ご利用のイメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。

普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。

青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20aの建設、経営開始に必要な資材代等

(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等

(計画5年目) イチゴ直売所の設置

} ← 青年等就農資金を利用

(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーJ資金等を利用

## 農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金（有利子）をご利用いただけます。

### ご利用条件等

借入額が1,000万円以下の場合、

①融資率100% ②償還期限25年以内（うち据置期間5年以内）

## 就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

- ◆新たに就農（農業経営の開始）を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。
- ◆事業の具体的な内容や収支の内容を記載する経営改善資金計画の作成にあたって、都道府県（普及指導センター）等の地域の機関が、お手伝いします。

【ご相談窓口】：市町村、都道府県（普及指導センター）、都道府県青年農業者等育成センター等のほか最寄りの窓口機関（日本公庫・農協・銀行等）でも相談を受け付けます。

## ご留意いただきたい事項

- 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業（強い農業・担い手づくり総合支援交付金の一部等）は対象となります。
- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。
- 右記から「新規就農・農業参入支援」ウェブサイトもご利用ください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽にお問い合わせください。

支店・事務はあら



## 青年等就農資金のご融資お手続きの流れ

